

Title	大韓民国・朝鮮民主主義人民共和国両国関係の歴史 : 国家承認問題の展開を中心にして
Author(s)	小野田, 求
Citation	大阪外国語大学論集. 2003, 28, p. 99-132
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/79905
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

大韓民国・朝鮮民主主義人民共和国両国関係の歴史 —国家承認問題の展開を中心にして—

小野田 求

A History of Bilateral Relationship between Republic of Korea and Democratic People's Republic of Korea: Problems of their Mutual Recognition

ONODA Motomu

Résumé

This article analyses a history of bilateral relationship between Republic of Korea (South Korea) and Democratic People's Republic of Korea (North Korea), focusing on problems of their mutual recognition.

The author mainly examines the formation of the divided states, the Korean War, the South-North Joint Declaration, the Agreement on Reconciliation, Non-aggression and Exchanges and Cooperation between South and North Korea (The Basic Agreement), the South-North Joint Communique.

In conclusion, the author insists that the development of bilateral relationship between South and North Korea hinged upon the progress of their mutual recognition.

目次

はじめに

第一章 南北分断国家成立

第二章 朝鮮戦争

第三章 南北共同声明

第四章 南北基本合意書

第五章 南北共同宣言

おわりに

はじめに

1945年8月15日、朝鮮民族は、日本帝国主義の植民地支配から解放された。

しかし、朝鮮半島に成立した独立国家は、同地域の全朝鮮民族からなる単一の民族国家ではなく、民族の分断された民族分断国家であった。すなわち、朝鮮半島の北緯38度線を分界線として、以南に大韓民国（以下 南朝鮮とも別称）が1948年8月15日に、以北に朝鮮民主主義人民共和国（以下 北朝鮮とも別称）が1948年9月9日に、それぞれ成立した。⁽¹⁾

こうして成立した南北朝鮮両国家は、その後両国間においてさまざまな関係を生じながら、今日に至っているのである。

それでは、南北朝鮮両国関係の歴史は、具体的にはどのように推移していっているのだろうか。

ところで、一般的にみて、国家対国家の関係は、根本的には、当該国家間に生じる相互承認の問題によって規定される。すなわち、両国家がともに相手国を承認すれば、両国関係は友好、協力的になる傾向が強くなり、なかには国家的統一も実現することがある。反対に、両国がともに相手国を承認しなければ、両国関係は対立、敵対的になりがちであり、ときには戦争になることがある。

そこで本稿では、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国の両国家関係の歴史について、主に両国家間の相互承認の問題の展開とかわらせながら、論じることとする。

なお、南北朝鮮両国間の関係一般、および相互承認の問題は、両国家それぞれの対内的および対外的な政治、軍事、経済の問題などと、さらには、世界的、国際的な政治、軍事、経済の問題などとも相互関係をもっている。しかし、本稿では、これらについて論述することは捨象することとする。

第一章 南北分断国家成立

朝鮮民族は、1910年8月22日、日本によって日韓併合条約を強制され、国家的独立性を完全に奪われた。

そして、日本の完全植民地支配下にはいつてからは、民族性抹殺政策によって、民族性をもすべて奪われようとしていった。

しかし、朝鮮民族は、植民地支配反対、祖国・民族独立、民族性の回復と守護などを掲げて、さまざまな行動・運動を朝鮮半島の内外でおこなっていった。

そして独立のための運動と行動は、時代が下るにつれて国際的連係を強めながらおこなわれていった。

このようななかで日本の朝鮮植民地支配は、1945年8月15日、一方における朝鮮民族の独立闘争、他方における米・ソ両国などからなる反ファシズム・反日勢力との共同闘争によって崩壊した。

日本の植民地支配が崩壊すると、朝鮮民族は、全朝鮮半島を領域とする単一の民族独立国家の再建に本格的に着手した。

ところが朝鮮半島は、日本軍の武装解除と称して米ソ両国によって北緯38度線を境界に南北に分割占領されることになった。

その後、朝鮮民族内における政治的、社会階級的対立の激化、ならびに米ソ両国の対立の激化によって、単一の民族独立国家の樹立は不可能となった。

こうして、1948年に大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国が成立したのである。

1948年8月15日、朝鮮半島の北緯38度線以南を実効支配領域として、大韓民国が成立した。この国家は、国家の性格と主権の所在について、憲法上「大韓民国は民主共和国である。」(第1条)、「大韓民国の主権は国民にあり、すべての権力は国民から生じる。」⁽¹⁾(第2条)と規定し、国民主権の資本主義国家であった。

1948年9月9日、朝鮮半島の北緯38度以北を実効支配領域として、朝鮮民主主義人民共和国が成立した。この国家は、国家の性格と主権の所在について、憲法上「わが国は朝鮮民主主義人民共和国である。」(第1条)、「朝鮮民主主義人民共和国の主権は人民にある。」(第2条)と規定し、人民主権の国家、つまり社会主義国家であった。

こうして、南北朝鮮両国家は、国家としての実効支配領域と類型を異にして成立したのである。

ところが、両国は、いずれも、相手国の実効支配領域を自国の潜在主権領域とみなし、自国の領域は、全朝鮮半島と付属島嶼に及ぶべきであるとしていたのである。

これについて、大韓民国憲法は、つぎのように規定していた。

「大韓民国の領土は韓半島〔朝鮮半島の南朝鮮での呼称〕とその付属島嶼とする。」(第4条)。

一方、朝鮮民主主義人民共和国憲法は、つぎのように規定していた。

「いまだ土地改革が実施されていない朝鮮内の地域においては、最高人民会議が規定する時日にこれを実施する。」(第7条)、「朝鮮民主主義人民共和国の首府はソウルである。」(第103条)。

こうして、南北朝鮮両分断国家はともに、朝鮮半島における唯一の正当な国家であり、国家としての支配領域は全朝鮮半島に及ぶべきであることを国家理念・目標として成立したのである。

他方において、南北朝鮮両分断国家の成立は、朝鮮民族の一体性を地域的にだけでなく、社会、心理、文化、言語、経済などの分野でも破壊した。そして、さらに、民族を構成する社会の基層生活単位である家族をも破壊した。いわゆる「離散家族」の発生である。

ここで「離散家族」について一般的にのべれば、「家族」の内容は、ある個人本人からみて父母・子ども・祖父母・曾祖父母・孫・曾孫など三親等以内の直系家族関係にある人々、ならびに兄弟・おじ・おば・おい・めい・従兄弟・従姉妹など四親等以内の傍系近親関係にある人々である。したがって、ここでの「家族」は、「家族・親戚」ともいうことができる。つぎに、「離散」の理由は、個人の自らの意思や不慮の事故ではなく、民族的国家的受

難、すなわち、外国勢力による民族主権の強奪、植民地支配、民族の分断、戦争などである。したがって、「離散家族」とは、略言すれば、民族的国家的受難によって離散、分断された家族・親戚といえることができるであろう。⁽²⁾このような意味の離散家族は、たとえば強制連行のように日本の朝鮮植民地支配期にも生じていた。⁽³⁾ところが、日本から独立回復後も、今度は南北の分断と分断国家の成立によって発生するようになったのである。この時期に発生した離散家族の人々の数について現在のところ、確定されたものはない。これについて、1945年から1949年の間に北朝鮮から南朝鮮に移動した人々は、南朝鮮の政府によれば350万人、ある個人研究者によれば120万人、あるいは20万人とされている。⁽⁴⁾これとは反対に、南朝鮮から北朝鮮に移動した人々も相当数に達すると推算することができる。⁽⁵⁾なお、この時期の離散家族の発生人数について、北朝鮮における発表、研究については不明である。

こうして南北朝鮮両分断国家は、民族としての一体性、さらには多くの家族の一体性を破壊しながら成立したのである。

以上のようにして朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国は、朝鮮民族の地域的、民族的、家族の一体性を破壊しながら、一方において、それぞれ国家としての類型を異にし、他方において、いずれも自国を朝鮮半島における唯一の正当国家として相手国の実効支配領域をも自国の領域とすべきであるとの国家理念・目標をもって成立したのである。

このような両国家の成立過程にあらわれた特徴は、両国家間に両国関係の問題が生じること、その中心となるものは相手国の存在に対する国家承認の問題であることを示している。

こうして、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国の成立とともに、両国家間に相互承認の問題を中心に両国関係の問題が生じたのである。

民族分断国家として成立した後、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国の両国家いずれも、相手国を国家として認めることを拒否した。

そして、南北朝鮮両国家は、激烈な対立を続けて、38度線付近などで侵入・侵攻・軍事衝突などをくりかえしていった。

南朝鮮は、たとえば、「1949年の1年間だけでも、38度線で実に2,617回の武装侵入を強行した。」⁽⁶⁾北朝鮮は、たとえば、1948年11月から1950年3月にかけて、「武装遊撃隊」による「南侵」を10次（参加兵力：合計2,290人以上）にわたっておこなっていった。⁽⁷⁾

第二章 朝鮮戦争

1950年6月25日、朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国の間に朝鮮戦争が勃発した。この戦争は1953年7月27日の休戦協定の成立まで続けられた。

この戦争には多くの国家や国際連合もそれぞれの目的と意図のもとに参戦・関与していて、戦争が単純に南北朝鮮両国家間だけでおこなわれたものではなかった。すなわち、これを軍事力のうち兵力についてみれば、戦争期間中、北朝鮮を支援して中国が実員約50万

人(地上軍), ソ連が延べ約7万人(空軍), 他方, 南朝鮮を支援して国際連合軍として米
国が延べ約100万人(陸海空軍), その他15個国から延べ約24万人の実戦支援があった。⁽¹⁾

しかし, 南北朝鮮の両国にとっては, この朝鮮戦争は, 相手国の国家としての存在を完
全に否認し, 軍事力の全面的動員によって, 自国の国家体制を相手国の領域にまで拡大し,
朝鮮半島全部と付属島嶼とを自国の領域にしようとするを基本目的にして戦われたも
のであった。

このことは, 南北両国家のつぎのような声明や行動にてらしても明らかである。

まず, 朝鮮民主主義人民共和国についていえば, つぎのとおりである。

朝鮮戦争が勃発した日の翌日, 1950年6月26日, 朝鮮民主主義人民共和国の金日成首相
は, 「すべての力を戦争勝利のために」と題してつぎのような放送演説をおこない, この戦
争の目的が大韓民国を軍事力によって粉砕して, 全朝鮮半島と付属島嶼を朝鮮民主主義人
民共和国の体制の下に置くことにあることを明らかにした。

「売国逆賊の李承晩傀儡政府の軍隊は, 6月25日に38度線全域にわたって38度線以北
地域に対する全面進攻を開始しました。

勇敢な共和国警備隊は, 敵の進攻に抗拒して苛酷な戦闘をおこないながら, 李承晩傀儡
政府の軍隊の進行を挫折させました。

朝鮮民主主義人民共和国政府は, つくり出された情勢を対議した結果, わが人民軍に決
定的な反撃戦を開始し, 敵の武装力を掃蕩せよ, と命令しました。」

「わが祖国を統一させねばならない時期は来ました。勝利に対する自信と確信を持って
勇敢に前進しましょう。われわれの全力量を, わが人民軍と前線を援助することに向け
よ。わが人民は全力量を敵の掃蕩と撃滅に向けよ。」⁽²⁾

そして, 朝鮮民主主義人民共和国の軍隊が大韓民国の大部分の領域を占領するにいたっ
た7月から8月にかけて, 北朝鮮の各国家機関は南朝鮮に施行すべき法令を制定して, 占
領地域を自国領域として管轄することにした。

主要な国家機関によって採択された主要な法令をあげれば, つぎのとおりである。

最高人民会議常任委員会

1950年7月4日

「共和国南半部地域で土地改革を実施することに関する制令」⁽³⁾

1950年7月14日

「共和国南半部解放地域の郡・面・里(洞)の人民委員会の選挙実施に関する制令」⁽⁴⁾

内閣

1950年7月9日

「共和国38度線以南解放地域における税金制度実施に関する決定」

1950年8月18日

「南半部地域において農業現物税を実施することに関する決定」と「共和国南半部解放地域内の各国家機関で服務する労働者・事務員の賃金に関する決定書」

1950年8月19日

「共和国南半部地域に労働法令を実施することに関する決定書」⁽⁵⁾

これらの法令あるいはその他が、実際にどれだけ施行されたか、すべてについては不明であるが、「地方各級人民委員会選挙」と「土地改革」については、それぞれつぎのように実施されたと関係機関によって承認・発表された。

「地方各級人民委員会選挙」

最高人民会議常任委員会 9月28日承認

内容

選挙実施期間：7月25日から9月13日

選挙実施地域：戦闘状態にある慶尚北道の8個郡と慶尚南道の9個郡および済州島を除外した38度線以南地域の108個郡・1186個面・13651個里（洞）

各級人民委員当選者数：郡 3,878人・面 22,314人・里 77,716人⁽⁶⁾

「土地改革」

内閣の発表内容を9月30日付「労働新聞」が報道

主要内容

没収土地：596,202町歩

分与土地：573,343町歩

内訳 雇傭農民 28,080町歩

土地のない農民 196,494町歩

土地の少ない農民 348,769町歩

分与戸数：1,267,809戸⁽⁷⁾

しかし、こうして結果が発表・報道された「地方各級人民委員会選挙」と「土地改革」は、その後米国を中心とする国際連合軍の仁川上陸作戦の成功を契機として、北朝鮮軍が38度線以北に後退したために、有効なものとして存続することはできなかった。

一方、大韓民国についてみれば、つぎのとおりである。

1950年9月15日の米国を中心とする国際連合軍の仁川上陸作戦によって、大韓民国にも戦局が有利になっていき、1950年9月20日、「仁川上陸祝賀大会」が開かれた。この大会において大韓民国の李承晩大統領は、つぎのような「祝賀大会演説」をおこなって、この戦争の目的が朝鮮民主主義人民共和国を軍事力によって抹殺して、全朝鮮半島と付属島嶼を大韓民国の体制下に置くことにあることを明らかにした。

「ほぼ三カ月もの間、われわれは家と財産を奪われ、以南の疆土さえほとんど失い、大

統領や閣僚たちの苦勞はともかく、多数の戦災民が風餐露宿する苦しい状況で今日に至っているが、」「今日わたしたちに嬉しいニュースが届いた。それは、わが国軍と連合軍が多く犠牲を払うことなく仁川に上陸し、まもなくソウルに到達できるようになったということである。」

「いまや武器がかなり入ってきてわれわれの意図どおり押しもどす最中であり、一步も後退せず前進しているので、敵軍は遠からず全滅されるであろう。またわれわれは一日もはやく敵を打ち破り、三八度線以北まで北上して統一をなしとげ、わが疆土内に敵兵は一兵たりともなくしなければならぬ。」

「いま、世界各国の人々は三八度線についていろいろ語っているが、それはすべてむだであろう。というのは元来われわれの政策は南北統一に限るのであるからである。」

「われわれがいま三八度線に至って停止するわけがなく、また停止できもしないので、これからは北の共産徒輩らをすべて掃蕩し、三八度線を豆満江と鴨緑江まで押し進み、鉄のカーテンを打ち破るであろう」。(8)

そして、大韓民国の軍隊が米軍などととも朝鮮民主主義人民共和国の大部分を占領するようになっていた10月から11月にかけて李承晩大統領は、一連の「統一問題に関する大統領談話」を発表して、北朝鮮における統治について、各道知事選挙や国会議員選挙などをおこない、北朝鮮の政権に反対して南朝鮮に越境してきた北朝鮮出身者を中心に、南朝鮮と同じ体制のもとで統治する計画であることを明らかにした。

まず10月30日に発表した、「統一問題に関する大統領談話」は、つぎのとおりである。

マッカーサー将軍の感激的な指揮下に国際連合軍は、韓国において共産傀儡軍を北方国境外に駆逐することに輝かしい戦果を挙げ、完全掃蕩する日もきっと遠くないでしょう。この時にあたり、わが国の政治的統一と経済復興はわれわれに最も緊急かつ重要な問題になりました。」

「北韓〔北朝鮮〕には共産傀儡軍政権がわが同胞たちを圧制したために、〔日本から〕解放された日から、愛国心があり遵法精神のある数百万の同胞たちが自己の生命と威厳を保全するために南〔南朝鮮〕に越境してきていたのであります。この善良な同胞たちは、ちょうど今以北〔北朝鮮〕の自分の故郷に帰って行っている最中です。韓国の民主発展のために、あるいは選挙権の行使によりあるいは官職に服務することにより、多くの貢献をしたこれら越南同胞たちは、将来北韓でおこなう事業において重大な役割をしなければならぬと考えます。」

「私の考えでは、戦争が終って数週間たてば、事態が安定されると考えますが、そのようになるやいなやすぐに南北を通じて各道で総選挙を施行して道知事を、政府や大統領が任命するのではなく、国民が直接選挙するようにする予定です。この問題がほぼ1年前に国会で生じて、国会の指導者と政府官僚間で、統一が達成されればそのようにすることに同意していたことあります。」(9)

ついで11月27日に発表した「統一問題に関する大統領談話」は、つぎのとおりである。

「国連委員団の唯一の目的は、南北統一の完成であるが、以北五道〔北朝鮮の平安南道・平安北道・成境南道・成境北道・黄海道〕で総選挙を速やかにおこなって国会議員を選定し、現在国会の議席のうち空席となっている100余議席を満たそうということであるから、われわれがこのことを速やかにおこなうようにすること、すなわち、われわれがわれわれの仕事をおこなうことによって統一を完遂するのであります。

国会議員選挙を速やかにおこなおうとすれば、まず以北〔北朝鮮〕の同胞たちが治安上の安全を完遂して初めて総選挙ができるはずであるから、まず各道で知事を投票で選挙して当該道民が願う知事を選定しておいて、その知事の指導下にあらゆる政策を発表して総選挙準備を迅速におこなうことであるが、この知事選挙は臨時便宜であるので、その道の各部代表を集めて指定するとか、あるいは、一戸に一票ずつ受けとって投票でおこなうとか、これに対する正当な決定は、その道の道民たちの多数決定どおりにしていけば、これが民主政治の正当な方式であるので、道民各代表が集まって協議するとおりにおこなうのであって、この知事たちは、総選挙をおこなって国会議員たちが選挙された後には、民意に従って再改選してもそのまま選任されても可能である。」⁽¹⁰⁾

このような大韓民国による北朝鮮に対する自国体制化、大韓民国による全朝鮮半島の領域化の目的は、中国軍の北朝鮮に対する本格的な軍事支援参戦による南朝鮮軍や米国軍などの38度線以南への後退により、実現されることはできなかった。

以上のようにして朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国はいずれも、成立直後、相手国の国家的存在を完全に否認し、軍事力の全面的動員によって相手国を制圧、占領し、自国の体制を全朝鮮に拡大する目的のもとに朝鮮戦争をおこなったのである。

しかし、ともに有利な戦局もあったが、結局、この本来の戦争目的は達成できなかった。

まず、両国家の実効支配領域はほとんど変わらなかった。両国家の実効支配領域の境界線は戦争前は朝鮮半島の北緯38度線そのものであったが、戦争後は「朝鮮戦争休戦協定」(正式名「朝鮮における軍事休戦に関する一方国際連合軍司令部総司令官と他方朝鮮人民軍最高司令官および中国人民志願軍司令官との間の協定」)によって、ほぼこの38度線に沿って設定された軍事境界線と非武装地帯とされた。⁽¹¹⁾

また、相手国の国家体制も変わらなかったのである。

このように戦争の基本目的を達成することができなかった状況において、両国家は戦後の両国関係について新たな対応をおこなわざるを得なくなった。

そして、その基本方向は朝鮮戦争によって与えられていた。

一方において朝鮮戦争は、南北朝鮮両国家が平和的に共存し、両国家間の諸問題を対話と交渉によって解決することを求める要因を発生あるいは拡大していった。

朝鮮戦争は、軍事力の全面動員によって相手国の存在を否認、抹消しようとする戦争政策は、諸外国や国際連合の介入・関与によって実現が全く不可能であるどころか、国家としての存在そのものを脅かしかねないものであり、国家として安定的に存続するためには

平和共存以外にはないことを示した。

また朝鮮戦争は、問題解決のためには相手国と協商・協力せざるを得ない要因をも拡大していった。たとえば「離散家族」の問題である。朝鮮戦争中に新たに生じた離散家族の人数については研究によって諸説ある。南朝鮮から北朝鮮には 286,000 人、反対に北朝鮮から南朝鮮には 646,000 人、または 40~60 万人さらには 685,316 人、それぞれ移動していったと推算されている。⁽¹²⁾ こうして南北離散家族の人数は、朝鮮戦争によってさらに増加したのである。

他方において朝鮮戦争は、南北両国家が戦争中の対立と憎悪を継続していく要因をも生じていた。戦争による莫大な犠牲と被害である。

朝鮮戦争中における南北両国の合計あるいはそれぞれの被害と犠牲の状況について、確定されたものは現在のところない。南北両国家の総計については、南朝鮮のある研究によれば、死者約 150 万人、負傷者約 360 万人といわれている。⁽¹³⁾

また、南朝鮮については、まず軍隊に関して、ある南朝鮮の研究者によれば、陸軍将兵の損失は、戦死 137,100 人、殉職 1,047 人、死亡(病死など?) 8,891 人、失踪 131,907 人、負傷 709,775 人であり、⁽¹⁴⁾北朝鮮の朝鮮労働党の機関紙「로동신문」(労働新聞)によれば、死傷・捕虜合計 667,293 人である。⁽¹⁵⁾ ついで、民間人については、ある南朝鮮の研究者によれば、死亡 244,663 人、虐殺 128,936 人、負傷 229,625 人、「拉致北送」(拉致されて北朝鮮に移送) 84,532 人、行方不明 303,212 人、北朝鮮義勇軍編入 40 万人である。また、民間の家屋被害は、ドルに換算して 22 億 8,105 万 4,217 ドルである。⁽¹⁶⁾

さらに、北朝鮮については、軍人に関して、米国の発表によれば死者合計 52 万人といわれ、民間人に関しては不明である。⁽¹⁷⁾ 物的被害については、具体的数字ではないが、「特に爆撃についての北韓(北朝鮮)地域の被害は極甚で、米国軍指揮官が『もうこれ以上目標物が残っていない』と公言した程度であった。」⁽¹⁸⁾ なお、北朝鮮の犠牲・被害の状況について、北朝鮮側の研究、資料は入手困難である。

このように朝鮮戦争は、南北両国家に莫大な犠牲と被害を与え、両国家間の対立と憎悪を維持、拡大する要因をも生じていたのである。

さらに朝鮮戦争は、休戦の形態・内容によっても、両国家間に不安定要因を残した。朝鮮戦争休戦協定は平和条約ではなく、休戦のための協定であった。ところが、この休戦協定の内容は、解釈の相異とそれにとまなう紛争発生の余地を残していた。その典型は、海上境界線の設定をめぐる問題である。朝鮮戦争休戦協定は、軍事境界線を陸上については定めたが、海上については定めなかった。ところが、朝鮮戦争に参戦した国連軍は、休戦協定締結直後の 1953 年 8 月 30 日に、一方的に海上の境界線を設定した。⁽¹⁹⁾ 「西海(黄海)」と「東海(日本海)」それぞれのいわゆる「北方限界線(N.L.L. Northern Limited Line)」である。こうして一方的に国連軍によって設定されたことにかんがみ、この「北方限界線」をめぐる南北朝鮮両国間に「合法」か「違法」かの解釈論争、あるいは「侵犯」をめぐる武力紛争発生の可能性が生じていたのである。

以上のようにして朝鮮戦争にかかわって生じた諸要因によって、南北朝鮮両国家は、戦

後の両国関係について、一方において、国家としての相互承認、諸問題の交渉による平和的解決の平和的共存か、他方において、国家相互不承認、没交渉、局部的断続的紛争発生の敵対的共存か、さらには、これら両者の混交か、いずれかをとらざるをえなくなったのである。

第三章 南北共同声明

朝鮮戦争後、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国の間では、一方において、スパイ、謀略、テロ、局部的軍事衝突などの紛争が断続的に発生していった。

南朝鮮は、北朝鮮に対して工作員を養成・派遣していった。この対北朝鮮工作員として働いた人たちは、朝鮮戦争後から2000年までに1万人を上回り、そのうち7,726人が失踪したままといわれていた。⁽¹⁾しかし、これら対北朝鮮工作員の年次別推移や具体的工作内容などの論述は、現時点では資料的に困難である。

北朝鮮も南朝鮮に対して工作員を養成・派遣していった。南朝鮮において、朝鮮戦争休戦以後1956年9月30日までの摘発スパイ件数は249件・375人、1959年5月1日から同30日までの「スパイ自首期間」の自首者数は86人、などとされていた。⁽²⁾さらに北朝鮮は、南朝鮮において発生した1958年の「進歩党事件」、1967年の「東ベルリン拠点対南赤化工作団事件」、1968年の「統一革命党事件」などに関与したといわれた。⁽³⁾

このようななかで、武力衝突も発生した。「北方限界線」をめぐる、まず、「西海（黄海）北方限界線」においては、資料「〔大韓民国〕国防発表の西海5島周辺海域における北朝鮮の主要挑発日誌（小規模の衝突は省略）」によれば、1953年から1972年にかけて北朝鮮による「西海（黄海）北方限界線」侵犯が1956年1件、1957年1件、1958年1件、1960年1件、1962年1件、1964年1件、1968年1件、1970年2件、1971年2件、1972年1件、それぞれ発生した。これら12件の侵犯によって、漁船拉致19隻、漁夫拉致182人以上、南朝鮮の軍警の艦艇撃沈1隻・死傷6人・拉致1隻（乗務員20人）などとされている。⁽⁴⁾そして、「東海（日本海）北方限界線」においては、1967年1月19日に軍事衝突が発生し、南朝鮮の駆逐艦が北朝鮮の海岸砲射撃で沈没、死者39人、負傷者30人を出した。⁽⁵⁾

さらに武力衝突は、北朝鮮の武装スパイ集団の南朝鮮侵攻による1968年の「南朝鮮大統領官邸襲撃未遂事件」（「青瓦台襲撃事件」）（スパイ集団28人射殺、南朝鮮民間人多数死傷）、同じく1968年の「乙津・三陟武装スパイ侵攻事件」（スパイ集団60余人のうち28人被射殺）などとしてもあらわれた。⁽⁶⁾

他方において、南北朝鮮両国家はいずれも、国際会議を通じて南北関係についての自国の意思・政策を相手国に強制的に受け入れさせようとしていった。

南北両国家は、1954年に朝鮮の統一問題などについて、朝鮮戦争参戦国によって開かれたジュネーブ国際会議に出席した。この会議において両国は、朝鮮統一国家建設についてその志向そのものでは共通していたが、その方法・内容などで自国の見解・政策に固執して対立し、何ら一致点に達することはなかった。⁽⁷⁾

朝鮮問題に関するジュネーブ国際会議決裂後、1950年代から1960年代にかけて、南北両国家は、両国家間の諸問題、すなわち、統一国家建設、経済・社会・人的な分野での交流・協力、外国軍撤退などの問題で政策や提案を発表することもあった。しかし、これらの提案や政策は、自国のものに固執した一方的なものであり、何よりも交渉による解決の前提となる相手国の相互承認がいかなる形態・内容であれ欠落していたのである。従って、南北朝鮮両国間では、1950年代と1960年代を通じて、相手国の存在を承認し、それをふまえて両国家間の問題を直接の対話、交渉によって解決しようとするということは、まったくおこなわれなかった。⁽⁸⁾

ところが、1970年代にはいると、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国は、両国家間の他の諸関係に加えて、両国家間の相互承認についても直接の話しあい、交渉によって解決しようとする政策や提案を発表するようになった。⁽⁹⁾

このようななかで、1972年5月から7月にかけて、南北両国政府間で交渉が秘密裡におこなわれ、1972年7月4日に南北共同声明が締結、発表されたのである。

この南北共同声明の原文邦訳文は、つぎのとおりである。⁽¹⁰⁾

南北共同声明

最近ソウルとピョンヤンで、南北関係を改善し、分断された祖国を統一する問題を協議するための会談がおこなわれた。

ソウルの李厚洛中央情報部長が、1972年5月2日から5月5日までピョンヤンを訪問してピョンヤンの金英柱組織指導部長と会談をおこない、金英柱部長に代って朴成哲第2副首相が、1972年5月29日から6月1日までソウルを訪問して李厚洛部長と会談をおこなった。

これらの会談で双方は、祖国の平和的統一を一日も早くもたらさなければならないとの共通の念願を抱いて虚心坦懐に意見を交換し、相互の理解を増進させることにおいて大きな成果をあげた。

この過程において双方は、長い間互いに会うことができなかった結果生じた南北間の誤解と不信を解き、緊張の高潮を緩和させ、さらに祖国統一を促進させるために、つぎのような問題で完全な見解の一致をみた。

1. 双方は、つぎのような祖国統一原則に合意をみた。

第一 統一は、外部の勢力に依存したり外部の勢力の干渉を受けることなく、自主的に解決しなければならない。

第二 統一は、互いに相手側に反対する武力行使に依拠せず、平和的方法で実現しなければならない。

第三 思想・理念・制度の差異を超越して、まず単一の民族として民族的大団結をはからねばならない。

2. 双方は、南北間の緊張状態を緩和し、信頼の雰囲気をつくり出すために、相互に相

- 手側を誹謗せず、大小を問わず武力挑発をおこなわず、不意の軍事的衝突事件を防止するための積極的措置をとることに合意した。
3. 双方は、断ち切られてきた民族的関係を回復し、相互の理解を増進させ、自主的平和統一を促進させるために、南北間で多方面にわたるいろいろな交流を実施することに合意した。
 4. 双方は、目下全民族の非常に大きな期待のなかでおこなわれている南北赤十字会談が、一日も早く成功するように積極的に援助することに合意した。
 5. 双方は、突発的な軍事事故を防止し、南北間に提起される諸問題を直接・迅速・正確に処理するために、ソウルとピョンヤンの間に常設直通電話を架設することに合意した。
 6. 双方は、このような合意事項を推進するようになるとともに南北間の諸問題を改善・解決し、また、合意された祖国統一原則に基づいて国の統一問題を解決する目的で、李厚洛部長と金英柱部長を共同委員長とする南北調節委員会を構成・運営することに合意した。
 7. 双方は、以上の合意事項、が祖国統一を一日千秋の思いで渴望している全同胞のいかなる念願に合致すると確信しながら、この合意事項を誠実に履行することを全民族の前に厳粛に約束する。

互いに上司の意を体して

李厚洛

金英柱

1972年7月4日

この南北共同声明において第一に注目されることは、つぎのようなこの声明の締結の時期、調印・締結当事者と当該国家との関係、合意内容などにてらして、南北朝鮮両国が分断国家成立以来初めて事実上の相互承認をおこなっていることである。

まず、この「声明」は、「祖国」が「南北」に分断されて以来「長い間相互に会うことができなかった」後に、初めて行われた「南北」間の直接の対話、交渉によって締結されたことである。

つぎに、この南北共同声明は、「ソウルの李厚洛中央情報部長」と「ピョンヤンの金英柱組織指導部長」によって「上司の意を体して」調印、締結されたものである。ところで、ここで指摘されている、「ソウル」の「中央情報部長」は、大韓民国国家安全保障に関する内外の情報収集・犯罪捜査などに従事する正式な国家機関であり、その上司は国家元首の大統領、朴正熙大統領である。また、「ピョンヤン」の「組織指導部長」は、朝鮮民主主義人民共和国の公式な国家機関ではないが、同国の政権党である朝鮮労働党の機関であり、その上司は同党の委員長であり、この朝鮮労働党の委員長は同国の元首である首相、金日成首相でもある。⁽⁴¹⁾すなわち、この南北共同声明の調印・締結は、正式な国号が用いられず、

また、対外関係を処理する公式な国家機関によってもおこなわれていないが、両国家の最高の国家機関の承認のもとに最高の国家意思にもとづきながら、おこなわれているのである。

さらに、南北共同宣言の合意内容は、「双方は」「思想・理念・制度の差異を超越して、まず単一の民族として民族的大団結をはからねばならない。」と、双方が「思想・理念・制度の差異」をもって共存していることを相互に認めているのである。

第二に、この南北共同声明において注目されることは、南北朝鮮の統一をうたっていることである。すなわち、祖国統一が朝鮮民族全体の終始一貫した念願である、分断された祖国は統一されねばならない、統一は自主・平和・民族大団結の三大原則によらねばならない、などと規定することによって、南北朝鮮両国は将来統一されなければならないと強調していることである。この宣言において「統一」の語が10回も使用されている。

第三に、南北共同声明において注目されることは、緊張状態の緩和・信頼雰囲気醸成などのために中傷・誹謗ならびに武力挑発を中止することなど、南北両国間の和解・不可侵を規定していることである。

第四に注目されることは、「目下全民族の非常に大きな期待のなかでおこなわれている赤十字会談」すなわち、離散家族再会実現のための会談に対する積極的協力、南北間の多角的な諸般の交流など、南北両国家間の交流・協力を規定していることである。

最後に、この南北共同声明において注目されることは、南北朝鮮間に提起される問題のうち、軍事衝突のように緊急・直接・正確に解決を求められるものに対しては常設直通電話を架設すること、また、統一・和解・交流協力などのように基本的・恒常的・広範な問題に対しては南北調節委員会を設置、運営することになっていることである。

以上のようにして南北共同声明によって、南北朝鮮両国家は、事実の相互承認をおこなうとともに、将来の問題として両国家を統一すること、当面の問題として諸般の交流・協力を着手するとともに特に政治的軍事的緊張緩和と離散家族再会を促進すること、これらの諸問題を機構的、組織的に解決することにしたのである。

南北共同声明は、その後実践に移されていった。

南北直通電話は、「南北直通電話架設および運営に関する合意書」が1972年7月4日に締結され、架設されていった。¹²⁾

南北調節委員会は、10月12日から共同委員長会議が開かれ、その後、南北調節委員会の本会議の構成と運営、および、相互誹謗の放送とピラマキの中止についてそれぞれ合意に達した。そして、この構成と運営の合意をうけて、南北調節委員会の本会議が11月30日から開かれた。

しかし、本会議は、議題をめぐる対立状態になった。すなわち、南朝鮮側は、経済・社会・文化の協力・交流など非政治軍事問題の優先的解決を主張したのに対して、北朝鮮側は、軍備縮小・駐韓米軍撤収・武力増強と軍備競争の中止・武器と軍需物資の搬入禁止・平和協定締結など政治軍事問題の優先的解決を主張した。

このような対立はその後も続き、南北調節委員会の本会議は1973年8月23日に決定的

に決裂した。

その後、この状態の打開策として、南北調節委員会の副委員長会議が1973年12月5日から開かれたが、これも1975年3月14日に決裂してしまったのである。⁽¹³⁾

こうして、統一・政治的軍事的対立緩和・離散家族再会・諸方面の交流などの諸問題を南北調節委員会を通じて解決、改善しようとする合意は、実行不可能となったのである。

しかし、南北共同声明そのものは、廃棄されることはなかった。

したがって、南北朝鮮両国間においては、事実上の相互承認は維持され、統一・和解・交流・協力などの諸問題の平和的解決の精神も不十分ながら維持されていったのである。

第四章 南北基本合意書

南北共同声明によって構成された南北調節委員会が決裂した後、朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国の間では、一方において、スパイ、謀略、テロ、局地的武力衝突などの紛争が断続的に生じていった。

これについて、資料「国連軍司令部・韓国国防部等発表の南北朝鮮の主要紛争」によって、1974年から1984年にかけて発生した「紛争」の年次別件数・死者（民間人含む）をみれば、つぎのとおりである。1974年8件・4人、1975年9件・2人、1976年6件6人、1977年1件・1人、1978年4件・3人、1979年2件・6人、1980年7件・19人、1981年7件・1人、1982年6件・5人、1983年7件・9人、1984年7件・4人であった。この1974年から1984年の11年の間は、合計54件・60人、年平均約5件・6人、1件あたりの死者は1人強であった。同資料によれば、これらの「紛争」の原因のほとんどが北朝鮮による侵犯・侵入・侵攻・不当攻撃・不当拿捕・不当行為などとされている。それらのうち主なものをより具体的にみると、海上においては武装スパイ・ゲリラ船・不審船などの領海侵犯と銃撃戦が13件、「西海(黄海)北方限界線」侵犯が6件、「東海(日本海)北方限界線」侵犯が3件である。陸上においては武装スパイ・ゲリラの侵入と銃撃戦が12件、南北軍事境界線非武装地帯内および付近での銃撃戦8件である。空中においては「西海(黄海)北方限界線」侵犯が6件である。なお、これらの「紛争」のうち、明白に南朝鮮の侵犯を認めているものは、漁船による「東海(日本海)北方限界線」越境の1件だけである。そして、これらの紛争による損失は、死者は北朝鮮が43人、南朝鮮が11人であり、船舶の撃沈・沈没は北朝鮮が15隻、南朝鮮が2隻であり、被拉致は南朝鮮が1隻である。また、資料「〔大韓民国〕国防部発表の西海5島周辺海域における北朝鮮の主要挑発日誌（小規模の衝突は省略）」によれば、1973年には12月1日から7日にかけて、「西海(黄海)北方限界線」で北朝鮮艦艇の警備艇が11度にわたり10数隻侵犯した。⁽¹⁴⁾

さらに、これらの紛争とは別に、北朝鮮は、1974年に「朴正熙大統領光復節狙撃事件」(「文世光事件」)、1983年に「南朝鮮政府要人暗殺ラングーン爆弾テロ事件」を起こしたといわれた。⁽¹⁵⁾

しかし、他方において南北朝鮮両国は、それぞれ、統一・不可侵・非核軍縮・国連加盟・

南北クロス承認・首脳会談など政治軍事の基本問題で政策、提案を発表していった。⁽³⁾

そして、1979年ごろから南北直接対話再開の動きをみせ、1980年2月6日から南北首相会谈準備実務代表会谈を開いた。しかし、この会谈も何の成果もなく同9月24日に決裂してしまった。⁽⁴⁾

1980年代にはいると南北朝鮮統一国家構想が発表された。北朝鮮は1980年10月10日に「高麗民主連邦共和国統一方案」、南朝鮮は1982年1月22日に「民族和合民主統一方案」を発表した。後者は、1989年9月11日に「韓民族共同体統一方案」に発展し、これとともに南北両国家間の統一方案の共通点が広がった。⁽⁵⁾

しかし、これらの統一方案をふくめ、南北朝鮮両国家間の政治的軍事的諸問題について直接の交渉・対話がおこなわれることはなかった。

1980年代半ばごろになると非政府的機関を中心に南北間の対話、交流、協力がおこなわれるようになった。これを項目別にみると、1984年に北朝鮮赤十字による南朝鮮水害に対する救援物資提供、南北両政府に民間人を加えた南北経済会谈の開始、1984年から1987年にかけてのソウルオリンピック共催や国際競技大会統一チーム結成などの問題での一連の対話、1985年に南北離散家族（南から北に50人。北から南に50人）の分断国家成立以来最初の相互訪問、同じく南北芸術団の相互訪問、南北赤十字本会谈の1973年以来12年ぶりの開催、などであった。⁽⁶⁾

このような傾向は、1980年代末になると、さらに拡大していった。これを、まず項目別にみると、1988年に南北国会議員会谈予備会谈の開始、1989年に南朝鮮最大財閥現代グループの鄭周永会長と南朝鮮の高名な宗教家・統一運動家の文益煥牧師の北朝鮮訪問、1990年の音楽やサッカーの南北交互開催、1991年の世界卓球大会やユース・サッカー大会での統一チーム結成、南北分断以来初めての直接貿易・交易の開始などである。⁽⁷⁾

さらに、南北間の人的往来と人的接触の人数の年次別推移についてみると、直接的な南北両国間の往来は、1989年1人（南から北に1人。北から南に0人）、1990年474人（183人。291人）、1991年412人（237人。175人）、1992年360人（257人。103人）であった。また間接的な第三国（中国など）での人的接触は、南朝鮮側の接触参加者数は、1989年0人、1990年377人、1991年1,173人、1992年1,015人であり、離散家族、企業人、研究者、宗教人などによっておこなわれた。北朝鮮側の参加者数もほぼ同数と考えられるが、正確なことは不明である。⁽⁸⁾貿易・交易額の推移は、1989年約0.19億ドル（南から北に0億ドル。北から南に約0.19億ドル）、1990年約0.13億ドル（約0.01億ドル。約0.12億ドル）、1991年約1.1億ドル（約0.06億ドル。約1.06億ドル）、1992年約1.73億ドル（約0.11億ドル。約1.63億ドル）であり、形態は、その大部分は第三国（中国など）を経由する間接・中継の貿易・交易であった。⁽⁹⁾

他方において、南北朝鮮両国間の局地的な武力衝突、スパイ、謀略などは、減少していった。

これについて、先述の資料「国連軍司令部・韓国国防部等発表の南北朝鮮の主要紛争」によって、1985年から1991年にかけて発生した「紛争」の年次別件数・死者（民間人含

む)をみれば、つぎのとおりである。1985年3件・0人、1986年1件・0人、1987年2件・0人、1988年1件・0人、1989年4件・0人、1990年2件・0人、1991年1件・0人であった。この1985年から1991年の7年の間は、合計11件・0人、年平均1件強・0人、1件あたりの死者は0人であった。同資料によれば、これらの「紛争」の原因は、ほとんどすべてが北朝鮮によるものとされた。それらをより具体的にみると、「西海(黄海)北方限界線」侵犯による南朝鮮漁船の拿捕・撃沈が6件、武装スパイ船と不審船が各々1件、非武装地帯内での銃撃戦が4件であった。⁽¹⁰⁾

さらに、北朝鮮は、これらの紛争とは別に、1987年11月に「大韓航空機空中爆破テロ事件」を起こしたといわれた。この事件をめぐって南北両国家は、激しい相互非難を翌1988年の初めごろまでおこなっていったが、事態はそれ以上には拡大せず沈静化していった。⁽¹¹⁾

1988年4月ごろから、南北直接対話再開の動きが生じはじめた。そして南北朝鮮両国政府は1989年2月8日から両国総理(首相)級による南北高位級会談の予備会談を開き、ついで、1990年9月4日から本会議を開いていった。⁽¹²⁾

一方国際場裡において南北朝鮮両国は、1991年9月17日に国際連合に同時に加盟した。⁽¹³⁾この国際連合同時加盟は、国際連合の構成主体は国家に限定されていることにかんがみ、南北朝鮮両国家が、国際連合という国際機関を通じて間接的に国家としての相互承認を正式におこなったことを意味していた。

こうして、南北朝鮮両国家は、国際連合同時加盟によって間接的に正式の相互承認をおこなうことになったのである。

開会されていた南北高位級会談は、1991年12月13日に「南北間の和解と不可侵および交流・協力に関する合意書」(通称 南北基本合意書)を採択、署名した。⁽¹⁴⁾

この南北基本合意書の原本邦訳文は、つぎのとおりである。⁽¹⁵⁾

南北間の和解と不可侵および交流・協力に関する合意書

南と北は、分断された祖国の平和的統一を念願している全同胞の意志に従って、七・四南北共同声明で闡明された祖国の統一三大原則を再確認し、政治的軍事的対決状態を解消して民族的和解をなすとげ、武力による侵略と衝突を防いで、緊張緩和と平和を保障し、多面的な交流・協力を実現して民族共同の利益と繁栄をはかり、双方間の関係が、国と国との間の関係ではない、統一を志向する過程で暫定的に形成されている特殊な関係であるということを認め、平和統一を成就するための共同の努力を傾注することを誓いつつ、つぎのように合意した。

第一章 南北和解

第1条 南と北は、相互に相手側の体制(制度)を認め、尊重する。

第2条 南と北は、相手側の内部問題に干渉しない。

- 第3条 南と北は、相手側に対する誹謗・中傷をしない。
- 第4条 南と北は、相手側を破壊・転覆しようとする一切の行為をしない。
- 第5条 南と北は、現在の停戦状態を南北間の強固な平和状態に転換させるために共同で努力し、このような平和状態が実現される時まで現在の軍事停戦協定を遵守する。
- 第6条 南と北は、国際舞台において対決と競争を中止して相互に協力し、民族の尊厳と利益のために共同で努力する。
- 第7条 南と北は、相互の緊密な連絡と協議のために、本合意書発効後3カ月内に板門店に南北連絡事務所を設置・運営する。
- 第8条 南と北は、本合意書発効後1カ月内に本会談の枠内で南北政治分科委員会を構成して、南北和解に関する合意の履行と遵守のための具体的対策を協議する。

第二章 南北不可侵

- 第9条 南と北は、相手側に対して武力を使用せず、相手側を武力で侵略しない。
- 第10条 南と北は、意見対立と紛争問題などを対話と協商を通じて平和的に解決する。
- 第11条 南と北の不可侵の境界線と区域は、1953年7月27日付の軍事停戦に関する協定に規定された軍事分界線と現在まで双方が管轄して来た区域とする。
- 第12条 南と北は、不可侵の履行と保障のために本合意書発効後3カ月内に南北軍事共同委員会を構成・運営する。
- 南北軍事共同委員会では、大規模の部隊移動と軍事演習の通報および統制の問題、非武装地帯の平和的利用の問題、軍の人事交流および情報交換の問題、大量殺傷の武器と攻撃能力の除去をはじめとする段階的軍縮実現の問題と、検証の問題など、軍事的信頼醸成と軍縮を実現するための問題を協議・推進する。
- 第13条 南と北は、偶発的な武力衝突とその拡大を防止するために、双方の軍事当局者間に直通電話を設置・運営する。
- 第14条 南と北は、本合意書発効後1カ月内に本会談の枠内で南北軍事分科委員会を構成して、不可侵に関する合意の履行と遵守および軍事的対決状態を解消することのための具体的対策を協議する。

第三章 南北の交流・協力

- 第15条 南と北は、民族経済の統一的で均衡ある発展と民族全体の福利向上をはかるために、資源の共同開発、民族内部交流としての物資交流、合作投資など、経済の協力と交流を実現する。
- 第16条 南と北は、科学、技術、教育、文学芸術、保健、体育、環境、新聞・ラジオ・

テレビ・出版物をはじめとする出版・報道など、各分野で協力と交流を実現する。

第17条 南と北は、民族構成員たちの自由な往来と接触を実現する。

第18条 南と北は、離散した家族・親戚たちの自由な書信交換・往来・再会・訪問を実施して自由意思による再結合を実現し、そのほか人道的に解決すべき問題についての対策を講ずる。

第19条 南と北は、切断された鉄道と道路を連結し、海路と航路を開設する。

第20条 南と北は、郵便と電気通信交流に必要な施設を設置・連結し、同時に郵便と電気通信交流の秘密を守る。

第21条 南と北は、国際舞台において経済と文化など各分野で互いに協力し、対外的に共同で進出する。

第22条 南と北は、経済と文化など各分野の協力と交流を実現するための合意の履行のために、本合意書発効後3カ月内に南北経済協力交流共同委員会をはじめとする部門別の共同委員会を構成・運営する。

第23条 南と北は、本合意書発効後1カ月内に本会談の枠内で南北協力・交流分科委員会を構成して、南北の協力・交流に関する合意の履行と遵守のための具体的対策を協議する。

第四章 修正および発効

第24条 本合意書は、双方の合意によって修正・補充することができる。

第25条 本合意書は、南と北が各々発効に必要な手続きを経て、その文書を互いに交換した日から効力を発生する。

1991年12月13日

南北高位級会談南側代表団主席代表

大韓民国国務総理

鄭元植

北南高位級会談北側代表団団長

朝鮮民主主義人民共和国政務院総理 延亨黙

この「南北基本合意書」において、第一に注目されることは、つぎのようなこの「声明」の調印・締結の当事者と当該国家との関係、合意内容などにてらして、南北朝鮮両国家が初めて正式の相互承認を直接におこなっていることである。

まず、この「合意書」は、「南側」の「大韓民国国務総理 鄭元植」と「北側」の「朝鮮民主主義人民共和国政務院総理 延亨黙」によって調印・締結されたものである。ところで、ここで指摘されている「大韓民国」と「朝鮮民主主義人民共和国」は南北朝鮮両国家

の正式国号であり、また「国務総理」と「政務院総理」は、それぞれの国家元首である大統領あるいは国家主席に直属しながら、対外関係などを処理する正式な国家機関である。⁽¹⁶⁾ すなわち、南北基本合意書の調印・締結は、正式の国号を用い、最高の国家機関の承認のもとに最高の国家意思にもとづきながら、国家元首の次位の国家機関によっておこなわれているのである。

つぎに、南北基本合意書の内容をみれば、「南と北は、相互に相手側の制度・体制を認め、尊重する」ことに合意することが明記されている。

第二に、この南北基本合意書において注目されることは、つぎのような合意内容を規定することによって、南北間の和解をおこなおうとしていることである。すなわち、南北国家は相互に、相手国に対して内部問題干渉・誹謗中傷・破壊転覆行為などをおこなわないこと、朝鮮戦争休戦協定を遵守すること、国際場裡での対決と競争を中止し共同することなどである。

第三に、南北基本合意書において注目されることは、つぎのような合意内容によって、南北間の不可侵を規定していることである。すなわち、南北国家は相互に、相手国に対して武力行使・武力侵略をおこなわないこと、意見対立・紛争などを平和的に解決すること、大規模な部隊移動・軍事演習の通報・統制、非武装地帯の平和的利用、軍の人事交流・情報交換、大量殺傷武器・攻撃能力の除去などの段階的軍縮実現・検証などについて協議・推進すること、軍事当局者間にホットラインを設置することなどである。

第四に、南北基本合意書において注目されることは、両国家間の不可侵境界と区域について規定されていることである。この南北基本合意書の「第11条」の規定、ならびに、1992年9月17日に署名・発効した「『南北間の和解不可侵および協力・交流に関する合意書』の『第二章 南北不可侵』の履行と遵守のための付属合意書」の「第三章 不可侵の境界線および区域」⁽¹⁷⁾をあわせ考えれば、両国家間の不可侵境界と区域について、陸上に関しては、朝鮮戦争休戦協定の規定に従来どおり従うこととされている。しかし、海上、特に「西海(黄海)」に関しては規定が不十分、あいまいである。したがって、南北基本合意書の締結にもかかわらず、これまで、南北両国間の最大の紛争点である「西海(黄海)北方限界線」に関して、「越境」あるいは「越境侵犯」の紛争、論争が発生するおそれが、依然として残されているのである。

第五に、南北基本合意書において注目されることは、つぎのような合意内容を規定することによって、南北間の交流・協力をおこなおうとしていることである。すなわち、両国家は相互に、資源の共同開発・物資交流・合作投資などの経済の協力・交流をおこなうこと、科学・技術・教育・文学芸術・保健体育・環境・出版・報道などの分野で協力・交流すること、国民の自由な往来と接触、離散した家族・親戚間の書信のやりとり・人的な往来・対面・訪問などをおこなうこと、切断されたままの鉄道・道路の連結と海路・航路の開設、郵便と電機通信の交流をおこなうこと、国際舞台においても、経済・社会・文化などで相互に協力することなどである。

第六に、南北基本合意書において注目されることは、以上のような和解・不可侵・交流・

協力の合意内容を制度的に遵守、履行、協議などするために、つぎのような機構・組織を設置することにしたことである。すなわち、連絡事務所・政治分科委員会・軍事共同委員会・軍事分科委員会・経済協力交流共同委員会・協力交流分科委員会などである。

最後に、南北基本合意書において注目されることは、両国家間の関係と統一についての規定である。この合意書によれば、「双方の間の関係が、国と国との間ではない、統一を志向する過程で暫定的に形成されている特殊な関係である」とされている。すなわち、南北朝鮮両国の関係は、国際社会において一般的にみられる異民族国家どうしの関係であるのではなく、同一民族でありながら暫定的に形成されている特殊な国家関係である。したがって、将来南北朝鮮両国は1972年の南北共同声明で確認された自主・平和・民族大団結の祖国統一三大原則によって統一されねばならないとされているのである。しかし、南北基本合意書においては、統一問題のための協議機構については、規定されていない。

以上のようにして南北朝鮮両国家は、「南北間の和解と不可侵および交流・協力に関する合意書」、すなわち南北基本合意書によって、正式の国家相互承認をおこなうとともに、南北両国家間の和解・不可侵・交流・協力を、両国家間においてだけでなく、国際場裡においてもすすめること、これらの課題のために関係機関を組織すること、さらに、将来両国を統一することなどに合意したのである。

ところで、このような南北基本合意書の内容は、これをすでに締結されていた南北共同声明と比較してみると、つぎのようなことがわかる。

まず、相互承認問題については、承認内容が事実上の相互承認から正式の相互承認へと発展してきていること、そしてこの正式承認が南北両国ともに、対外関係の処理において国家元首に次ぐ権限を有する正式の国家機関によっておこなわれていることである。

ついで、和解・不可侵・交流・協力などの問題については、その対象、次元、内容などがはるかに拡大、充実するとともに、それらの討議、施行、実践機関も拡大、強化されていることである。

さらに、統一問題については、両国家間の特殊性、暫定性、統一志向性などが再確認されているが、統一の具体的過程・方策についてはほとんど規定されず、内容的にはそれほど進展がみられないことである。

南北基本合意書は、1992年2月19日に発効した。⁽¹⁸⁾

そして、南北基本合意書に規定されていた南北高級会談の政治・軍事・交流協力の各分科委員会、南北連絡事務所、南北の軍事・交流協力の各共同委員会もそれぞれが設置、運営され、南北基本合意書の規定内容が実践に移され始めていた。⁽¹⁹⁾

ところが、この時に「北朝鮮核兵器開発疑惑」が深刻化しはじめた。すでに、南北朝鮮間には、「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」（通称 南北非核化共同宣言）が1991年12月31日に署名され、2月8日に発効し、実践に移され始めていた。この非核化共同宣言は、核兵器の実験・製造・保有・受け入れ・使用などあらゆる行為行動の禁止、核エネルギーの平和利用限定、核再処理施設とウラン濃縮施設の保有禁止、核関係施設の相互査察実施、南北核統制共同委員会の設置、などを規定していた。⁽²⁰⁾

この北朝鮮核開発疑惑の深刻化を理由とする南朝鮮の韓米軍事合同演習再開決定、これに対する北朝鮮の非難、さらには、「南韓朝鮮労働党スパイ事件」をめぐる南北朝鮮の対立と相互非難によって、南北基本合意書によって設立されたすべての機構・組織は、1992年11月3日以降機能不能となっていった。⁽²¹⁾

このような政府間の対話・交渉などの中断は、南北間の人的往来あるいは接触状況にもあらわれた。直接的な南北間の往来は、1993年24人(南から北に18人。北から南に6人)、1994年12人(12人。0人)と減り、間接的な第三国(中国など)での人的接触は、南朝鮮側の接触参加者数は、1993年707人、1994年691人と減っていった。北朝鮮側の接触参加者数もほぼ同数と考えられるが、正確なことは不明である。⁽²²⁾

しかし、南北交易・貿易額は、1993年約1.87億ドル(南から北に約0.08億ドル。北から南に約1.78億ドル)、1994年約1.95億ドル(約0.18億ドル。約1.76億ドル)、とふえた。貿易の形態は第三国(中国など)を経由する中継貿易・交易が主であった。⁽²³⁾

他方において、南北朝鮮両国間には、減少していたとは、局地的武力衝突などの紛争が断続的に発生し、1992年には1984年以来8年ぶりに死者を生じた。

これについて、先述の資料「国連軍司令部・韓国国防部等発表の南北朝鮮の主要紛争」によって、1992年から1994年までにかけて発生した「紛争」の年次別件数・死者(民間人含む)をみれば、つぎのとおりである。1992年1件・3人、1993年2件・0人、1994年0件・0人であった。この1992年から1994年の3年の間は、合計3件3人、年平均1件・1人で、1件あたりの死者は1人であった。同資料によれば、これらの「紛争」の原因は、北朝鮮による南朝鮮軍哨所への銃撃が2件、軍事境界線南朝鮮非武装地帯への侵入で、死者3人は後者によるものであった。前者のうち1回は、北朝鮮側が誤射を認めた。⁽²⁴⁾さらに前述の資料「[大韓民国]国防部発表の西海5島周辺海域における北朝鮮の主要挑発日誌(小規模の衝突は省略)」によれば、1991年と1993年にそれぞれ各1件の北朝鮮による「西海(黄海)北方限界線」侵犯がおこなわれた。⁽²⁵⁾

以上のような北朝鮮核兵器開発疑惑問題、および南北両国間の諸関係の停滞問題などを打開するために、南北両国政府は、両国首脳会談を開くことにした。そして首脳会談が、1994年7月25日から同29日にピョンヤンで開かれることに合意をみた。しかし、この首脳会談は、7月9日北朝鮮の金日成国家主席が急逝したことによって実現されなかった。⁽²⁶⁾

南北首脳会談の挫折後、南北両国間では、スパイ、謀略、局地的武力衝突などの紛争が増大した。しかし、紛争によっては、発生後に善後策が講じられ始めた。

これについて、先述の資料「国連軍司令部・韓国国防部等発表の南北朝鮮の主要紛争」によって、1995年から1997年までにかけて発生した「紛争」の年次別件数・死者(民間人含む)をみれば、つぎのとおりである。1995年3件・4人、1996年4件・41人、1997年3件・1人であった。この1995年から1997年の3年の間は、合計10件・46人、年平均3件強・15人強、1件あたりの死者は4人強であった。同資料によれば、これらの「紛争」の原因は、ほとんどが北朝鮮にあるとされた。これらの原因の主なものを内容別に分類してみると、武装ゲリラ・スパイの侵入・潜入が3件、板門店共同警備区域北側区域武

装侵入が3件、非武装地帯侵入が2件、「西方(黄海)北方限界線」以南での南朝鮮漁船拿捕1件などであった。これらの紛争のうち、1996年9月18日に発生した「江陵市北朝鮮特殊作戦用潜水艇侵入事件」は、朝鮮戦争後最多の死者41人(北朝鮮側は24人、南朝鮮側は民間人4人を含む17人)を出したものであった。ところが、この事件に対して北朝鮮は、1996年12月29日に外務省スポークスマンの声明において、「深い遺憾の意を表する」と表明し、この種の事件に対して初めての事実上の謝罪をおこなった。⁽²⁷⁾さらに、前述の資料「〔大韓民国〕国防発表の西海5島周辺海域における北朝鮮の主要挑発日誌(小規模の衝突は省略)」によれば、1996年に13件、1997年に4件の北朝鮮による「西海(黄海)北方限界線」侵犯がおこなわれた。⁽²⁸⁾

このような紛争とは別に、1997年2月には「黄長燁亡命事件」が発生したが、南北朝鮮両国政府間関係にはほとんど影響を与えなかった⁽²⁹⁾

南北両国政府間の直接の対話、交渉は中断され、また、断続的、局地的紛争も生じていたが、1990年代半ばごろから、南朝鮮の政府による間接の、あるいは非政府機関による直接の物的支援やそれらにともなう人的往来などが活発となっていった。そして、これらは、北朝鮮における食糧問題ならびにエネルギー問題とかわっていた。

北朝鮮においては、1995年ごろから食糧危機が顕在、深刻化していった。これに対して南朝鮮は政府、赤十字、民間レベルにおいて米穀、トウモロコシ、肥料などの救援物資を直接的に、あるいは国際赤十字・国際連合機関などの国際機関を通して間接的に提供していった。⁽³⁰⁾

エネルギー問題は、核開発疑惑問題とも関係して生じたもので、これら両者を同時に国際的に解決する事業として1995年に朝鮮半島エネルギー開発機構(K.E.D.O)が組織された。南朝鮮は軽水炉型原発二基建設のために、総事業費46億ドルのうち70%の分担金、資材・技術・技術者などを提供することになり、そして提供していった。⁽³¹⁾

このような南朝鮮の北朝鮮に対する直接・間接の支援は、南北間の人的往来あるいは接触、さらには交易・貿易にもあらわれた。

これらを年次別に見てみると、直接的な南北間の人的往来は、1995年合計536人(南から北に536人。北から南に0人)、1996年536人(536人。0人)、1997年1,015人(1,015人。0人)であり、これら北朝鮮訪問の人々の大部分は軽水炉、食料支援などの関係者であった。⁽³²⁾また、間接的な第三国(中国など)での人的接触は、南朝鮮側の接触参加者数は、1995年1,222人、1996年1,003人、1997年1,191人であった。北朝鮮側の接触参加者数もほぼ同数であったと考えられるが、正確なことは不明である。⁽³³⁾さらに南北間の交易・貿易額は、1994年合計約28.7億ドル(南から北に約6.4億ドル。北から南に約22.3億ドル)、1996年約25.2億ドル(約7.0億ドル。約18.2億ドル)、1997年約30.8億ドル(約11.5億ドル。約19.3億ドル)であり、交易・貿易形態は、主に第三国を(中国など)を経由する間接・中継の交易・貿易であったが、南北間の直接貿易・交易もふえていった。⁽³⁴⁾

他方において、1990年代末にも南北朝鮮両国家間では、局地的な武力衝突などの紛争が発生したが、対話・交渉・交流・協力の流れを全面的に中止するほどにはいたらなかった。

1998年には南朝鮮において、7月に「東海市海岸北朝鮮水中艇工作員死体発見事件」、12月に「麗水沖北朝鮮潜水艇撃沈事件」が起こった。この両件について南朝鮮は非難したが、北朝鮮は関連性を否認した。その後事態は拡大せず沈静化した。さらに6月には「東草沖北朝鮮潜水艦沈没」があったが、これに対しては両国政府とも事故として処理した。⁽³⁵⁾

1999年には、6月7日から15日にかけて、「西海(黄海)北方限界線」侵犯をめぐって、両国海軍間に銃・砲撃戦が生じた。この銃・砲撃戦は、「西海(黄海)北方限界線」侵犯をめぐって朝鮮戦争後くりかえされた紛争のうち、最大規模の正規軍どうしの武力衝突であった。損失は、北朝鮮の艦艇1隻が沈没、3隻が大破、死者が30人、南朝鮮の艦艇3隻が軽い損傷とされた。この銃・砲撃戦をめぐって南北両国は、非難の応酬をおこなったが、衝突の拡大を望まず、対話や交流・協力を全面的に中止するというのではなく、事態は沈静化した。⁽³⁶⁾

これら南北両国間の紛争とは別に、1998年には、同年8月31日に北朝鮮が発射した飛行体がロケットかミサイルかなどをめぐって、「テポドン発射騒動」(「テポドン騒動」)が発生した。しかし、この騒動は南北両国関係に否定的影響を与えることはほとんどなかった。⁽³⁷⁾

そして、このようななかで従来のおこなわれてきていた食糧、エネルギー支援に加えて、その他の分野でも南北間の対話・交渉・交流・協力が活発化、拡大していった。

これらの内容を年次別に項目別にみると、つぎのようである。

1997年には、1985年の離散家族再開以来12年ぶりの赤十字間合意(食糧支援)、南朝鮮の財閥大宇グループ会長の北朝鮮訪問、朝鮮半島エネルギー開発機構の南北事務所間を結ぶ形態での南北朝鮮民間電話の開通など。

1998年には、南朝鮮民間機の北朝鮮上空の初通過、南朝鮮舞踊団リトルエンジェルの平壤初公演、南朝鮮の最大財閥現代グループの名誉会長や経済人の板門店経由の北朝鮮初訪問、平壤統一民族芸術祭の開催、金剛山観光事業開始など。

1999年には、南朝鮮に収監中の北朝鮮長期囚17人の釈放、南北労働団体間のサッカー交流、統一音楽祭の開催、臨津江水害防止南北共同対処、北朝鮮製造タバコの南朝鮮での販売開始、北朝鮮衛星放送テレビの南朝鮮での民間初視聴、各種音楽祭、南朝鮮企業による電子・電化製品の北朝鮮委託加工生産の拡大など。

2000年には南北統一バスケットボール大会、南北芸術団相互訪問以来14年ぶりの南北大衆芸術家公演のピョンヤン開催、北朝鮮出版書籍の南朝鮮での共同出版開始など。⁽⁴²⁾

つぎに人的往来でみると、南朝鮮から北朝鮮には1998年11月18日始まった金剛山観光で1999年12月28日までに15万6,816人が行った。⁽³⁸⁾この金剛山観光は単純な民間観光ではなく、南北両政府共同事業でもあった。すなわち、南朝鮮の現代峨山事業が事業主体となり、国民が費用を払って参加する、そして、1人あたり100ドルを北朝鮮政府に支払う、事業が赤字になれば南朝鮮政府が補填する、という形態でおこなわれた。⁽³⁹⁾

この金剛山観光を除く人的往来は、南朝鮮から北朝鮮に1998年に3,317人、1999年に5,569人であった。北朝鮮から南朝鮮には1998年には0人であったが、1999年には5年ぶ

りに往来があり 62 人であった。⁽⁴⁰⁾北朝鮮訪問の大部分は、軽水炉建設、食料支援などの関係者であった。また、南北間の間接的な第三国（中国など）での人的接触は、南朝鮮側の接触参加者数は、1998 年 1,890 人、1999 年 1,698 人であった。北朝鮮側の接触参加者数もほぼ同数であったと考えられるが、正確なことは不明である。⁽⁴⁰⁾

さらに南北間の交易・貿易額は、1998 年合計約 2.22 億ドル（南から北に約 1.30 億ドル。北から南に 0.92 億ドル）、1999 年約 3.3 億ドル（約 2.12 億ドル。約 1.21 億ドル）であり、交易・貿易形態は、第三国（中国など）を経由する間接・中継の貿易・交易を主としながらも、南北間の直接貿易・交易も漸次ふえていった。⁽⁴¹⁾

第五章 南北共同宣言

1994 年 7 月、南北首脳会談がとりやめになった後、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国との間では 1998 年 4 月および 1999 年 6 月に、離散家族再開、北朝鮮に対する肥料支援、南北銃撃戦などをめぐって対話がおこなわれたが、何らの成果もなかった。⁽¹⁾

その後、南北首脳会談の開催について両国それぞれで発言、提案などがおこなわれた。そして、2000 年 3 月 17 日から中国の北京と上海で秘密接触がもたれ、4 月 10 日に、南北首脳会談が平壤で 6 月 12 日から 14 日に開催されることになった。⁽²⁾

そして、この首脳会談のための実務協議が 4 月 22 日から板門店で開かれた。この実務協議は、とりやめになった前回の南北首脳会談の準備のために 1994 年 7 月におこなわれた実務協議以来、約 6 年ぶりの南北朝鮮両国間の実務協議であった。⁽³⁾

2000 年 6 月 13 日から 15 日にかけて北朝鮮のピョンヤンで南北首脳会談が開かれた。そして 15 日に南北共同宣言が調印、発表された。⁽⁴⁾

この南北共同宣言の原文邦訳文は、つぎのとおりである。⁽⁵⁾

南北共同宣言

祖国の平和的統一を念願している全民族の崇高な意志に従って、朝鮮民主主義人民共和国の金正日国防委員長と大韓民国の金大中大統領は、2000 年 6 月 13 日から 6 月 15 日までピョンヤンで歴史的な対面を行ない、最高位級会談を行った。

南北両首脳は、分断歴史上初めて開かれた今度の対面と会談が、相互の理解を増進させ、南北関係を発展させて、平和統一を実現させることにおいて重大な意義を有すると評価し、つぎのように宣言する。

1. 南と北は、国の統一問題を、その主人であるわが民族同士互いに力を合わせて自主的に解決していくことにした。
2. 南と北は、国の統一のための南側の連合制案と北側の低い段階の連邦制案が互いに共通性があると認めて、今後この方向で統一を志向するようにしていくことにした。

3. 南と北は、今年の8・15 記念日にあたって離散家族・親戚訪問団を交換し、非転向長期囚問題を解決するなど、人道的問題を早急に解決していくことにした。
4. 南と北は、経済協力を通じて民族経済を釣り合いよく発展させ、社会・文化・体育・保健・環境などの諸般の分野の協力と交流を活性化して、相互の信頼を築いていくことにした。
5. 南と北は、以上のような合意事項を早急に実践に移すために、早い時日内に当局間の対話を開催することにした。

金大中大統領は、金正日国防委員長がソウルを訪問するように丁重に招請し、金正日国防委員長は、今後適切な時期にソウルを訪問することにした。

2000年6月15日

大韓民国大統領 金大中
朝鮮民主主義人民共和国国防委員長 金正日

この南北共同宣言において第一に注目されることは、この宣言の締結の時期、締結交渉と調印の当事者などにてらして、南北朝鮮両国が分断国家成立以来初めて国家元首の次元において正式の相互承認を行ったことである。すなわち、この宣言は、「分断の歴史上初めて開かれた」「南北首脳」、換言すれば、「大韓民国大統領 金大中」と「朝鮮民主主義人民共和国国防委員長 金正日」の「対面と会談」の結果調印、締結されたものである。ところで、ここで指摘されている「朝鮮民主主義人民共和国国防委員長」は朝鮮民主主義人民共和国の事実上の元首、「大韓民国大統領」は大韓民国の正式の元首である。つまり、南北共同宣言の調印・締結は、正式な国号を使いながら、最高の国家意思にもとづいて、最高の国家機関みずからによっておこなわれたのである。

第二に、南北共同宣言において注目されることは、南北朝鮮両国家が両国家の統一について、従来合意してきていた統一志向とその原則の再確認に加えて、つぎのように規定することによって、統一の過程についてもその第一歩で合意に達していることである。すなわち、「南と北は、国の統一のための南側の連合制案と北側の低い段階の連邦制案がお互い共通性があると認めて、今後この方向で統一を志向するようにしていくことにした。」と合意している。

第三に、この南北共同宣言において注目されることは、南北関係における交流・協力を経済、社会、文化、体育、保健、環境などあらゆる分野で活性化すること、特に南北離散家族親戚の再会、在韓非転向長期囚の釈放と北朝鮮送還などを早急に実現すること、さらに、金正日国防委員会委員長の適切な時期における南朝鮮訪問を実現することなどで合意していることである。

最後に南北共同宣言において注目されることは、従来おこなわれた合意と今回の合意について、それらを早急に実践すること、そのために早急に当局間の対話を開催することになっていることである。

こうして南北朝鮮両国家は、南北共同宣言によって正式な相互承認を国家最高機関の次元に高めておこなうとともに、両国家の統一・平和・交流・協力などの諸問題を解決していくことにしたのである。

ところで、このような南北共同宣言の内容は、これを、すでに締結されていた南北共同声明ならびに南北基本合意書と比較してみると、つぎのようなことがわかる。

まず、相互承認の問題は、承認内容はすでに南北共同声明の事実上の相互承認から南北基本合意書の正式な相互承認へと発展してきていたが、この正式承認の承認機関が、南北基本合意書におけるよりも高められて国家首脳、元首によっておこなわれている。

つぎに、統一問題については、南北共同声明における統一志向とその原則の合意が、南北基本合意書においてはあまり発展がみられなかったが、初めて統一の過程について第一歩が合意され前進していることである。

また、和解・交流・協力などの問題については、南北共同声明および南北基本合意書の合意内容を再確認しながら、特に人道問題の早期的解決と両国首脳の相互訪問について合意していることである。

さらに、南北共同宣言を特徴づけていることは、合意の実践の重要性を強調していることである。すなわち、南北共同声明、南北基本合意書、南北共同宣言などの南北朝鮮両国間の合意内容は、早急に実践に移さなければならないと強調していることである。

南北共同宣言の締結後、南北朝鮮両国は、両国間のさまざまな問題について、対話、交渉、交流、協力を拡大、深化していった。

それらは、過去の両国関係との関連においてみると、従来の関係の拡大・深化、中断されていた関係の復活、さらに新たに着手、生成された関係に分けることができるであろう。

これらのうち主なものを「南北共同宣言」締結、発表の2周年にあたる2002年6月15日前後までについてみてみると、つぎのとおりである。

まず、従来関係の拡大、深化は、北朝鮮に対する南朝鮮の政府・赤十字・民間を通じる直接の、あるいは国際連合の機関などを通じる間接の食糧・肥料などの支援の増加、朝鮮半島エネルギー開発機構(K.E.D.O)を通じるエネルギー支援増加、南朝鮮企業の北朝鮮における委託加工を中心とする生産の増大、南北共同のスポーツ・音楽・文化・学術・討論・集会など各種催しの北朝鮮を中心とする開催の増加と大規模化などである。

つぎに、中断されていた関係のうち復活されたものは、以前は高位級または高官級会談とよばれていた会談の閣僚級会談として1992年以来8年ぶりの復活と以後6回の開催による諸合意達成、1992年の南北基本合意書によって当局間窓口として設置されて1996年以来機能停止していた南北連絡事務所の業務の4年ぶりの再開、離散家族相互訪問の15年ぶりの復活と以後4回の実施、南朝鮮収監中の非転向長期囚の1994年以来6年ぶり63人の送還などである。

さらに新たに着手あるいは生まれた関係は、2000年には北朝鮮の国防委員長の特派遣と共同文発表、外相会談、国防相会談と諸合意、軍事實務協議と諸合意、経済協力実務協議と諸合意、京義線および道路の連結合意とそれにもなう非武装区域外での地雷除去作業

着手、南朝鮮の道レベル（慶尚南道）経済使節団の北朝鮮訪問、北朝鮮の高麗航空機の南朝鮮乗り入れ、北朝鮮による電力供給の公式要請、シドニーオリンピック開会式での統一旗の下での同時入場行進、朝鮮戦争の勃発・戦勝記念日の中止・縮小などである。2001年には非武装地帯内での鉄道・道路工事に関する41個項目合意、離散家族の手紙相互交換などである。2002年には南朝鮮の大統領特使の派遣と共同文発表などである。⁽⁶⁾

また、南北共同宣言以後の両国関係の拡大、深化を、南北間の人的往来と接触、さらに交易・貿易のそれぞれについてみると、つぎのとおりである。

まず、離散家族親戚の再会は、赤十字・政府次元によっては、2000年8月から2002年9月まで5回にわたっておこなわれた。この南北直接相互訪問には南北合計5,354余人（1,004件）が参加した。南北別参加の員数の実数は不明であるが、件数は南から北に705件、北から南に301件あった。これらの員数と件数は、1985年の1回（南から北に50人・35件。北から南に50人・30件）だけであった従来に比して大幅な増加であった。他方、離散家族の再会は、民間次元によって第三国（中国など）でもおこなわれた。1990年から1998年2月まで各年次、6, 11, 19, 12, 11, 17, 28, 61, 8件であったのに対して、1998年3月から2001年まで各年次、100, 195, 148, 165件と増大した。そして、民間次元の離散家族再会は南北直接訪問によってもおこなわれるようになり、1998年3月から2001年まで各年次、1, 5, 4, 5件であった。こうして、南北離散家・親戚の相互訪問は、員数・件数が激増するとともに、赤十字・政府次元による南北直接相互訪問が主流をしめるようになっていった。⁽⁷⁾

つぎに、金剛山観光参加者数は、同観光の1998年開始以来2001年末までの3年間の累計が429,516人（外国人1,422人、永住権者401人を含む）に達した。⁽⁷⁾

この金剛山観光を除く直接的な南北間の往来は、2000年合計7,986人（南から北に7,280人。北から南に706人）、2001年8,742人（8,805人。191人）であった。また間接的な第三国での人的接触は、南朝鮮側の接触参加者数は2000年2,468人、2001年1,877人であった。北朝鮮側の接触参加者数もほぼ同数であったと考えられるが、正確なことは不明である。⁽⁸⁾

交易・貿易額は、2000年合計約4.25億ドル（南から北に約2.73億ドル。北から南に約1.52億ドル）、2001年約4.02億ドル（約2.27億ドル。約1.76億ドル）であった。貿易・交易の形態は、南北間の直接交易・貿易もふえてきているが、多くは第三国（中国など）を経由する間接・中継の貿易・交易である。⁽⁹⁾

以上のように南北共同宣言締結後、南北両国は、政治、軍事、経済、文化、社会、スポーツなどさまざまな次元において、対話・交渉・交流・協力などを深化・拡大していっているのである。

しかし、南北共同宣言の合意事項がすべて順調に実践に移されてきたわけではない。

まず統一の方向の第一歩が合意されていた統一問題は、両国政府間では何ら議論、交渉の対象とされていない。

また、北朝鮮の金正日国防委員長の南朝鮮訪問は実現されないままである。⁽¹⁰⁾

そして、上述の南北間の諸関係の拡大・深化も、まったく平和裡におこなわれていったわけではなかった。このような拡大・深化を決定的に阻止するほどのものではなかったが、局地的軍事衝突などの紛争が発生した。

2001年6月に北朝鮮の貨物船などによる「西海(黄海)北方限界線」などに対する領海侵犯、「9・11対米同時テロ」を契機とする南朝鮮による非常警戒態勢措置が生じた。前者は南朝鮮の警告による北朝鮮船舶の後退、後者は南朝鮮の解除により、それぞれ事態は沈静化した。ところが、2002年6月22日には、再び「西海(黄海)北方限界線」侵犯をめぐって両国正規軍間に銃撃戦(南朝鮮側:死者4人・行方不明1人・負傷17人。北朝鮮側:不明)が発生した。この銃撃戦をめぐって南北両国は非難の応酬をおこなったが、北朝鮮が「遺憾の表明」をおこない、南朝鮮がこれを「謝罪」と受けとめて、事態は沈静化していった。

他方においてこの間、いわゆる「北朝鮮離脱住民問題」、「脱北者問題」が大きくなっていった。

朝鮮戦争後も南北両国間では南北両国民が、38度線を越えて散発的にあるいは南朝鮮に、あるいは北朝鮮に入国していた。しかし、この「脱北者」は、従来のいわゆる「越南・越北者」とは、主体・理由・方法において異なるものであった。すなわち、一般的に「脱北者」は、北朝鮮の住民が食糧難などのために中国の東北地方に離脱し、そこで生活しているときに、当地で脱北支援活動をしている南朝鮮人宣教師(1998年現在492人)や諸外国の個人・組織などの手引きにより在中国各国公館などに逃げこみ、第三国を経由して南朝鮮に入国した人々である。「脱北者」は、1990年代初めごろから散発的に生じていたが、その数は1990年代末にふえ始め、1998年に72人、1999年に148人、2000年に312人、2001年に583人、2002年には9月末までに838人に達した。

この「脱北者問題」は、現在、中国と北朝鮮、中国と南朝鮮の間ではそれぞれ問題となり交渉の対象となっているが、しかし、南北朝鮮両国政府間では問題にされず、交渉の対象にされるに至っていないのである。⁽¹²⁾

おわりに

これまで、朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国の両国関係の歴史について、主に両国家間の国家承認の問題の展開とかかわらせながら論じてきた。

1948年に体制の異なる民族分断国家として成立した南北朝鮮両国は、いずれも自国を朝鮮半島における唯一の正当国家とみなし、相手国を承認せず、相手国の領域をも自国の領域とする国家理念・目標をもっていた。

そして、南北朝鮮両国いずれも、この国家目標・理念を軍事力の全面動員によって達成しようとして、1950年から1953年にかけて朝鮮戦争をおこなった。しかし、この戦争目的を実現することはできなかった。

朝鮮戦争後、南北両国家関係は、相互不承認と没交渉のまま、局地的武力衝突などの紛争を断続的に生じながら、推移していった。

しかし、このような敵対的共存の両国関係は、1972年の南北共同声明によって変化していった。この南北共同声明によって、両国間の事実上の相互承認がおこなわれるとともに、両国間の自主・平和・民主の統一原則、および、和解・不可侵・交流・協力の諸関係の構築が合意された。

ところが、このような合意内容は、この南北共同声明の締結直後を除いて、1980年代初めごろまではほとんど実践されることはなかった。他方において、局地的武力衝突などの紛争も断続的に発生していった。しかし、南北共同声明そのものが廃棄されることはなかった。

1980年代半ばごろになると、両国間の局地的、断続的紛争が減少するとともに、まず、非政府組織間の対話、交渉、交流、協力が、徐々に始まった。

そして、1980年代末になると、政府間の直接対話・交渉も再開されるようになった。

このようななかで、1991年に南北基本合意書が締結され、翌年発効した。この南北基本合意書によって両国間の正式な相互承認がおこなわれるとともに、両国間の和解・不可侵・協力・交流について大幅な拡大・強化が合意された。

ところが、これらの広範多岐な合意内容は、この南北基本合意書の締結直後を除いて、数年間はほとんど実践されることはなかった。

しかし、1990年代半ばごろになると、南北両国関係は再び活発になりはじめ、1990年代末になると、さらに拡大、強化されていった。そして1990年代後半にも局地的武力衝突などの紛争も生じたが、相互の自制により、このような進展を決定的に阻止することはなかった。

このようななかで、2000年に南北共同宣言が締結された。この南北共同宣言によって、両国家間の正式な相互承認が国家最高首脳によって再確認され、これとともに、両国の統一の最初の過程、および、南北両国家間の従来の諸合意の実践の重要性が合意された。

南北共同宣言の締結後、南北朝鮮両国関係は、局地的軍事衝突などが善後策によって克服されながら、対話・交渉・交流・協力の対象が大幅に拡大されるとともに、その内容も深化されていった。

以上のようにして体制の異なる分断国家として成立した朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国の関係は、国家相互承認問題が相互の不承認から事実上の承認、そして正式の承認へと進展するにつれて、一方において、全面戦争から局地的武力衝突などの紛争、これら紛争の減少、紛争発生後の自制・善後策講求へと推移して、対立的側面が減少・弱体化され、他方において、没関係から対話・交渉・交流・協力、これら対話・交渉・交流・協力の拡大・強化へと移りかわって、協調の側面が拡大・強化され、対立が生じても対話・交渉によって平和的に解決あるいは解決しようとし、対立によって協調がこわされることがないようにされていったのである。

こうして、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国の両国関係の歴史は、民族分断国家としての成立後、紆余曲折の複雑な過程のなかで、国家承認問題の進展とともに、戦争から対立、そして協調へと発展し、統一を展望しながら、今日に至っているのである。

註

はじめに

- (1) 朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国のそれぞれの国号に対して、日本国の政府・マスコミ・学校教育などにおいて用いられている呼称、すなわち、正式呼称・別称などについての現状と問題点に関しては、拙論「朝鮮半島の国家・民族・言語などに対する呼称の現状と問題点」(『大阪外国語大学論集 第18号(1997年)』)を参照

第一章 南北分断国家成立

- (1) 本章において引用されている憲法の日本語文は、1948年に公布された「大韓民国憲法」(ハングル版)、ならびに1948年に公布された「조선민주주의인민공화국헌법」(「朝鮮民主主義人民共和国憲法」)を原典に拠って論者自身が翻訳したものである。
- (2) 李効再著・金学鉉監訳『分断社会と女性・家族——韓国の社会学的考察——』社会評論社、1988年、166～169ページ
- (3) 日本の植民地支配期の朝鮮民族の離散家族、「流移民」については、文玄煥『韓國流移民史(上・下)』三和印刷出版部(大韓民国)、1976年、などを参照
- (4) 前掲書『分断社会と女性・家族——韓国の社会学的考察——』165～169ページ
金哲『韓国の人口と経済』岩波書店、1965年、44～65ページ
- (5) 『한국사』 편집위원회 편 『한국사 26 연표-2』 한길사 1994년 [『韓國史』編纂委員会編『韓國史 26 年表-2』ハングル社(大韓民国)1994年]、所収各関係事項参照
- (6) 金漢吉『現代朝鮮史』朝鮮・平壤・外国文出版社(朝鮮民主主義人民共和国)、1979年、251～284ページ
- (7) 神谷不二編『朝鮮問題戦後資料 第一巻』日本国際問題研究所、1976年、590～599ページ

第二章 朝鮮戦争

- (1) 韓国史料研究所編『解放三十年史 第二巻 第一共和國』成文閣(大韓民国)、1976年、54～55ページ、戦略問題研究会編『戦後 世界軍事資料〔1945～1969年〕2』原書房、1971年、440～441ページ、三野正洋・深川孝行・仁川正貴共著『朝鮮戦争／兵器ハンドブック』朝日ソノラマ、1996年、249～257ページ、を参考にして作成
- (2) 조선중앙통신사 편 『조선중앙년감 국내편 1951～1952』 조선중앙통신사, 1952년 [朝鮮中央通信社編『朝鮮中央年鑑 国内篇 1951～1952』朝鮮中央通信社(朝鮮民主主義人民共和国)、1952年、但し日本国の東方書林による1953年復刻版] 13、15ページより邦訳
- (3) 前掲書『조선중앙년감 국내편 1951～1952』84ページ
- (4) 同上書、85ページ
- (5) これら内閣の「決定」・「決定書」については、
조선중앙통신사 편 『해방후 10년 일지 1945～1955』 [朝鮮中央通信社編『解放後10年日誌 1945～1955』出版年不詳] 119ページ
- (6) 同上書『해방후 10년 일지 1945～1955』114、125ページ、
前掲書『조선중앙년감 국내편 1951～1952』51～52、87～88ページ
- (7) 同上書『해방후 10년 일지 1945～1955』119、141ページ、
同上書『조선중앙년감 국내편 1951～1952』120～123ページ
- (8) 神谷不二編『朝鮮問題戦後資料 第一巻 1945-1953』日本国際問題研究所、1976年、325～326ページ
- (9) 崔鍾泰編著『韓國戦争日誌』軍事問題研究所(大韓民国)、1991年、779～800ページ
- (10) 同上書『韓國戦争日誌』803～804ページ
- (11) 前掲書『朝鮮問題戦後資料 第一巻 1945-1953』508～527ページ
金明基編『統一・安保條約・資料集』国際問題研究所(大韓民国)、1997年、52～62ページ

- (12) 前掲書『分断社会と女性・家族 ——韓国の社会学的考察——』169 ページ
 前掲書『韓国の人口と経済』51～53 ページ
 前掲書『解放三十年史 第2巻 第一共和国』63 ページ
- (13) 한국사사전편찬회편・이이화감독『한국근현대사사전 1860▷1990』가람기획, 1990년 [韓國史辭典編纂會編・李離和監修『韓國近現代史事典 1860▷1990年』カラム企画 (大韓民国), 1990年] 315 ページ
- (14) 前掲書『解放三十年史 第2巻 第一共和国』57 ページ
- (15) 前掲書『해방후 10년 일지 1945~1955』99 ページ
- (16) 前掲書『韓国の人口と経済』54 ページ
 前掲書『解放三十年史 第2巻 第一共和国』63 ページ
- (17) 前掲書『解放三十年史 第2巻 第一共和国』57, 60 ページ
- (18) 前掲書『한국근현대사사전 1860▷1990』315 ページ
- (19) 李泳禧著・徐勝監訳『朝鮮半島の新ミレニアム ——分断時代の神話を超えて——』社会評論社, 2000年, 114, 129 ページ

第三章 南北共同声明

- (1) 雑誌『世界』岩波書店, 2001年1月号所収「ドキュメント 激動の南北朝鮮」参照
- (2) 前掲書『한국사 26 연표-2』所収各関係項目参照
- (3) 前掲書『한국사 26 연표-2』所収各関係項目参照
 前掲書『한국근현대사사전 1860▷1990』332～333, 394～395 ページなど
 前掲書『世界』2001年1月号所収「ドキュメント 激動の南北朝鮮」参照
- (4) 前掲書『朝鮮半島の新ミレニアム ——分断時代の神話を超えて——』118 ページ
- (5) 前掲書『한국사 26 연표-2』所収関係項目参照
 前掲書『朝鮮半島の新ミレニアム ——分断時代の神話を超えて——』123～124 ページ
- (6) 前掲書『한국근현대사사전 1860▷1990』395～396 ページ
 前掲書『한국사 26 연표 2』所収関係項目参照
- (7) 統一朝鮮新聞社編『統一朝鮮年鑑 1965-1966年版』統一朝鮮新聞社, 1966年, 207～208, 243～245, 264 ページ
 前掲書『朝鮮問題戦後資料 第二巻 1954-1960』701～755 ページ
- (8) 李証熙・朴龍夏・李慶熙共著『民族統一論 ——南北韓의 統一政策과 南北對話——』[『民族統一論 ——南北韓の統一政策と南北対話——』]螢雪出版社(大韓民国), 1997年, 176～181 ページ
 前掲書『統一朝鮮年鑑 1965-1966年版』243～255 ページ
 前掲書『朝鮮問題戦後資料 第二巻 1954-1960』583～692 ページ, 同『朝鮮問題戦後資料第三巻 1961-1965』545～629 ページ
- (9) 前掲書『民族統一論 ——南北韓의 統一政策과 南北對話——』182～187 ページ
- (10) この「南北共同声明」の原文邦訳文は、南北朝鮮両国家でそれぞれ発表された原典に拠って、筆者の責任でこのように邦訳したものである。
 これらの原典を比較、検討してみると、表現などにおいて若干の相違があることがわかる。その典型的例は「南北」・「北南」である。南朝鮮の原文は「남북(南北)」であるのに対して、北朝鮮の原文は「북남(北南)」である。この例のばあい、一般的に、日本語文では「北南」よりは「南北」が多用されていることにかんがみ、邦訳文では「南北」を用いることにした。
 このような原典の表現のちがいは、後掲の「南北間の和解と不可侵および交流・協力に関する合意書」(通称「南北基本合意書」)ならびに「南北共同宣言」においてもみられるが、筆者の責任で本論文掲載の原文邦訳文とした。
- (11) 前掲書『한국근현대사사전 1960▷1990』371 ページ
 鄭慶謨・崔達坤共編『北韓法會集 第一卷』財団法人大陸研究所(大韓民国), 1990年, 所収の1962年修正公布「조선민주주의인민공화국헌법」[「朝鮮民主主義人民共和國憲法」]

- (12) 環太平洋問題研究所編『韓国・北朝鮮総覧 1984 Volume I』原書房, 1983年, 467～468ページ
財団法人ラヂオプレス編『北朝鮮の現況 1998』RPプリンティング, 1998年, 353ページ
- (13) 南北調節委員会の諸会議の経過については, 上掲書『韓国, 北朝鮮総覧 1984 Volume I』466～480ページ, 前掲書『한국근현대사사건 1860▷1990』424～425ページ

第四章 南北基本合意書

- (1) 朝雲新聞編集局『防衛ハンドブック 昭和55年版』朝雲新聞社, 1980年, 347～351ページ, 同『防衛ハンドブック 平成6年版』(1994年刊), 321～326ページ
前掲書『北朝鮮の現況 1998』399～401ページ
前掲書『朝鮮半島の新ミレニアム —分断時代の神話を超えて—』118ページ
- (2) 前掲書『한국근현대사사건 1860▷1990』430～431, 481～482ページ
- (3) 前掲書『民族統一論 —南北韓의 統一政策과 南北對話—』188～190ページ
前掲書『北朝鮮の現況 1998』352～353ページ
- (4) 同上書『北朝鮮の現況 1998』353ページ
前掲書『韓国・北朝鮮総覧 1984 Volume I』481～497ページ
- (5) 金明基編『統一・安保條約・資料集』国際問題研究所(大韓民国), 1997年, 116～119, 136～140ページ
- (6) 前掲書『民族統一論 —南北韓의 統一政策과 南北對話—』241～245, 247～249ページ
前掲書『北朝鮮の現況 1998』355～356ページ
前掲書『한국근현대사사건 1860▷1990』484～485ページ
- (7) 前掲書『北朝鮮の現況 1998』356～362ページ
前掲書『한국사 26 연표-2』関係事項参照
- (8) 대한민국 통일부 통일정책실『2002 통일백서』〔大韓民国統一部統一政策室『2002 統一白書』〕(大韓民国) 104, 113ページ
- (9) 前掲書『2002 통일백서』119～123ページ
- (10) 前掲書『防衛ハンドブック 平成6年版』326～328ページ
前掲書『北朝鮮の概況 1998』401～402ページ
- (11) 前掲書『한국근현대사사건 1860▷1990』497ページ
前掲書『世界』1999年1月号所収「ドキュメント 激動の南北朝鮮」参照
同上書『北朝鮮の現況 1998』357～358ページ
- (12) 同上書『民族統一論 —南北韓의 統一政策과 南北對話—』248～252ページ
韓国史事典編纂会・金容権共編『朝鮮韓国近現代史事典』日本評論社, 2002年, 572～573ページ
同上書『北朝鮮の現況 1998』358～362ページ
- (13) 前掲書『한국사 26 연표-2』所収関係項目参照
前掲書『韓国・北朝鮮総覧 1993 Volume 3』600～613ページ
- (14) 前掲書『民族統一論 —南北韓의 統一政策과 南北對話—』250～252ページ
前掲書『한국사 26 연표-2』所収関係項目参照
- (15) 註「第三章 南北共同声明」の(10)を参照のこと
- (16) 1972年公布の「조선민주주의공화국사회주의헌법」〔朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法〕, および, 1987年公布の「大韓民國憲法」〔大韓民国憲法〕を参照
- (17) 前掲書『韓国・北朝鮮総覧 1993 Volume 3』629～631ページ
- (18) 前掲書『한국사 26 연표-2』所収関係項目参照
- (19) 前掲書『韓国・北朝鮮総覧 1993 Volume 3』615～626ページ
前掲書『北朝鮮の現況 1998』363ページ
- (20) 前掲書『朝鮮韓国近現代史事典』664～665ページ

- 前掲書『韓国・北朝鮮総覧 1993 Volume 3』615, 617～618 ページ
- (21) 同上書『朝鮮韓国近現代史事典』572～573 ページ
前掲書『北朝鮮の現況 1998』363～364 ページ
前掲書『世界』1999年1月号所収「ドキュメント 激動の南北朝鮮」参照
- (22) 前掲書『2002 통일백서』104, 113～114 ページ
- (23) 前掲書『2002 통일백서』120～123 ページ
- (24) 前掲書『防衛ハンドブック 平成6年版』328 ページ
前掲書『北朝鮮の現況 1998』402～403 ページ
- (25) 前掲書『朝鮮半島の新ミレニアム ——分断時代の神話を超えて——』118 ページ
- (26) 大韓民国 統一院 南北會談事務局『南北韓 統一・對話 提議比較 (追録) (1993. 11～1994. 10)』(大韓民国), 1994年, 38, 85 ページ
前掲書『民族統一論 ——南北韓의 統一政策과 南北對話——』260 ページ
- (27) 前掲書『北朝鮮の現況 1998』403～404, 409 ページ
- (28) 前掲書『朝鮮半島の新ミレニアム ——分断時代の神話を超えて——』, 118 ページ
- (29) 前掲書『世界』1997年8月号所収「ドキュメント 激動の南北朝鮮」参照
前掲書『朝鮮韓国近現代史事典』667～668 ページ
同上書『北朝鮮の現況 1998』368～369 ページ
- (30) 同上書『朝鮮韓国近現代史事典』664～665 ページ
同上書『世界』1997年8, 9, 11の各月号, 1998年3, 4, 5, 6, 7の各月号, 1999年4, 5, 6, 11の各月号所収「ドキュメント 激動の南北朝鮮」参照
- (31) 同上書『朝鮮韓国近現代史事典』665～667 ページ
同上書『世界』1997年8, 10の各月号, 1998年1, 6, 12の各月号, 1999年3, 7の各月号, 2000年2, 3, 5の各月号所収「ドキュメント 激動の南北朝鮮」参照
- (32) 前掲書『2002 통일백서』104～105 ページ
前掲書『北朝鮮の現況 1998』414～415 ページ
- (33) 同上書『2002 통일백서』113～114 ページ
- (34) 同上書『2002 통일백서』119～123 ページ
- (35) 前掲書『世界』1998年8, 9の各月号, 1999年2, 3の各月号所収「ドキュメント 激動の南北朝鮮」参照
- (36) 前掲書『世界』1999年8, 9の各月号所収「ドキュメント 激動の南北朝鮮」参照
- (37) 同上書『世界』1998年11月号所収「ドキュメント 激動の南北朝鮮」参照
前掲書『朝鮮韓国近現代史事典』673～675 ページ
- (38) 同上書『世界』2000年3月号所収「ドキュメント 激動の南北朝鮮」参照
- (39) 同上書『世界』2001年5, 7, 8, 9の各月号, 2002年2, 5, 8の各月号所収「ドキュメント 激動の南北朝鮮」参照
- (40) 前掲書『2002 통일백서』104～105, 113～114 ページ
前掲書『北朝鮮の現況 1998』414～415 ページ
- (41) 前掲書『2002 통일백서』120～123 ページ
- (42) 同上書『世界』1997年8月から2000年8月までの各月号所収「ドキュメント 激動の南北朝鮮」参照

第五章 南北共同宣言

- (1) 前掲書『世界』1998年6月, 1999年8月の各号所収「ドキュメント 激動の南北朝鮮」参照
- (2) 同上書『世界』1998年2月, 1999年12月, 2000年3, 6, 7の各月号所収「ドキュメント 激動の南北朝鮮」参照
- (3) 同上書『世界』2000年7月号所収「ドキュメント 激動の南北朝鮮」参照
- (4) 同上書『世界』2000年8月号所収「ドキュメント 激動の南北朝鮮」参照

- (5) 註「第三章 南北共同声明」の(10)を参照のこと
- (6) 同上書『世界』2000年9月から2002年9月までの各月号所収「ドキュメント 激動の南北朝鮮」参照
前掲書『2002 통일백서』515～525ページ
- (7) 대한민국 통일부「대북정책 추진 현황」2002년〔大韓民国統一部『対北政策推進現況』2002年〕(大韓民国) 78ページ
- (8) 前掲書『2002 통일백서』103ページ
- (9) 前掲書『2002 통일백서』104～105, 113～114ページ
- (10) 同上書『2002 통일백서』120～123ページ
- (11) 同上書『世界』2000年9月から2002年9月までの各月号所収「ドキュメント 激動の南北朝鮮」参照
- (12) 同上書『世界』2001年8月, 2002年1, 3, 9の各月号所収「ドキュメント 激動の南北朝鮮」参照
- (13) 前掲書『한국사 26 연표-2』関係項目参照
同上書『世界』1999年11, 12の各月号, 2000年3, 4の各月号, 2001年2, 9の各月号, 2002年1, 3, 5, 6, 7, 8の各月号所収「ドキュメント 激動の南北朝鮮」参照
前掲書『朝鮮韓国近現代史事典』665～666ページ
『中央日報 북한네트 2002. 10. 10』〔『中央日報 北韓ネット 2002年10月10日』〕(大韓民国) 2～3ページ

(2002年10月11日(金) 攔筆)